

# □岩内町中古住宅取得補助事業について

## 1. 目的について

町内において中古住宅を購入する方で転入者又は子育て世帯に対し補助金を交付することにより、住宅ストックの有効活用を図るとともに、町内への移住及び定住を促進し町の活性化に寄与することを目的にしています。

## 2. 主な要件について

### ○対象者の要件

- ・転入者又は子育て世帯であること。
- ・町内で中古住宅を購入し5年以上居住すること。
- ・世帯全員が町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。(岩内町へ転入される方は、世帯全員が転入前の市区町村において上記税の滞納がないこと。)
- ・世帯全員が暴力団員でないこと。
- ・居住する地域の町内会組織に加入すること。
- ・過去にこの補助金を受けていないこと。
- ・国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けていないこと。

### ○加算の要件

#### 1) 転入者加算

- ・交付申請(実績報告)をしようとする年度の前年度の4月1日以降に、岩内町に住民登録された方。
- ・転入日より前の3年間岩内町に住民登録のない方。

#### 2) 子育て世帯加算

- ・交付申請(実績報告)時に同居する中学生以下の子を扶養している世帯。
- ・交付申請(実績報告)時に出産予定の子がいる世帯。

### ○対象住宅の要件

- ・交付申請(実績報告)をしようとする年度の前年度の4月1日以降に売買契約を締結したもの。

### ○誘導居住面積水準(一般型誘導居住面積水準)

・単身者 57.4 m<sup>2</sup>

・2人以上の世帯 26.3 m<sup>2</sup> × 世帯人数 + 26.1 m<sup>2</sup>

注1 世帯人数は、3歳未満は0.25人、3歳以上6歳未満は0.5人、6歳以上10歳未満は0.75人として計算。ただし、世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2 世帯人数(注1の適用がある場合は適用後の人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

- ・昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した住宅で建物表題登記の新築年月日から起算して 1 年を経過した住宅。
- ・専用の台所その他の家事スペース、便所、洗面所、浴室及び居住室を有する専用住宅であること。
- ・北海道住生活基本計画において定める誘導居住面積水準が確保されていること。
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ・交付対象者又はその配偶者の所有であり、その方の名義の所有権の保存登記又は移転登記の手続きがされていること。
- ・三親等以内の親族以外の方から購入していること。
- ・インスペクションを実施していること。  
※町内の設計事務所に勤務する技術者による検査に限ります。(売買契約を締結する時点において、すでにインスペクションが実施されている場合を除きます。)
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は着工された住宅については、耐震診断を行い、耐震性が確保されていることが確認されていること。

### 3. 補助金額について

住宅の取得に要した費用の 20% で上限額 30 万円

○加算額

- ①転入者 1 戸当たり 20 万円
- ②子育て世帯 中学生以下の子どもさん 1 人あたり 10 万円(最大 3 人分まで)

### 4. 交付申請時期について

令和 4 年 1 月 31 日まで

### 5. 提出書類について ※郵送による提出は受け付けません

1) 補助金交付申込時に提出する書類

- ・岩内町中古住宅取得補助金チェックリスト(交付申込用)  
【町様式】
  - ・岩内町中古住宅取得補助金交付申込書【様式第 1 号】
  - ・誓約書兼同意書【様式第 2 号】
  - ・付近見取図、配置図、各階平面図
  - ・建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し又は検査済証発行証明書
  - ・子育て世帯で、出産予定の子どもさんが対象となる場合にあっては、母子健康手帳その他の出産を予定していることが確認できる書類の写し

2)補助金交付申請・実績報告時に提出する書類

- ・岩内町中古住宅取得補助金チェックリスト(交付申請・実績報告用)  
【町様式】
- ・岩内町中古住宅得補助金交付申請書兼実績報告書【様式第7号】
- ・交付対象住宅の所在地に住民登録後の世帯全員の住民票  
※続柄が記載され交付申請日前3カ月以内に発行されたもの
- ・土地及び建物の全部事項証明書
- ・土地賃貸契約書の写し(借地の場合)
- ・付近見取図、配置図、各階平面図
- ・完成写真(外観4面、台所、便所、洗面所、浴室、各居室)
- ・インスペクション結果報告書の写し
- ・インスペクションを実施した既存住宅現況検査技術者の登録証の写し又は既存住宅状況調査技術者の講習修了証明書の写し
- ・耐震診断報告書の写し(昭和56年5月31日以前に建築又は着工された住宅の場合)
- ・町内会等加入証明書【様式第8号】
- ・住宅購入契約書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの

3)補助金請求時に提出する書類

- ・岩内町中古住宅取得補助金請求書【様式第10号】
- ・口座振替申出書【町様式】

## 6. 申請の流れについて

